

障害のある方の  
就職・職場定着を**サポート**します

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部

# 滋賀障害者職業センター

ごあんない



誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」を目指して

## 障害者職業センターとは

障害者職業センターは「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営しています。

当センターでは、障害のある方や障害のある方を雇用する又は雇用しようとする事業主の方に対して、県内のハローワーク（公共職業安定所）や関係機関との密接な連携のもとに、職業リハビリテーションサービスを行っています。

障害者職業カウンセラーが障害のある方への相談・評価、事業主の方への相談にあたり、カウンセラーの策定した「支援計画」に基づき、ジョブコーチ、支援アシスタント等の専門スタッフが支援を行います。

また、地域の関係機関に対しては、「就業支援基礎研修」の実施や、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行います。

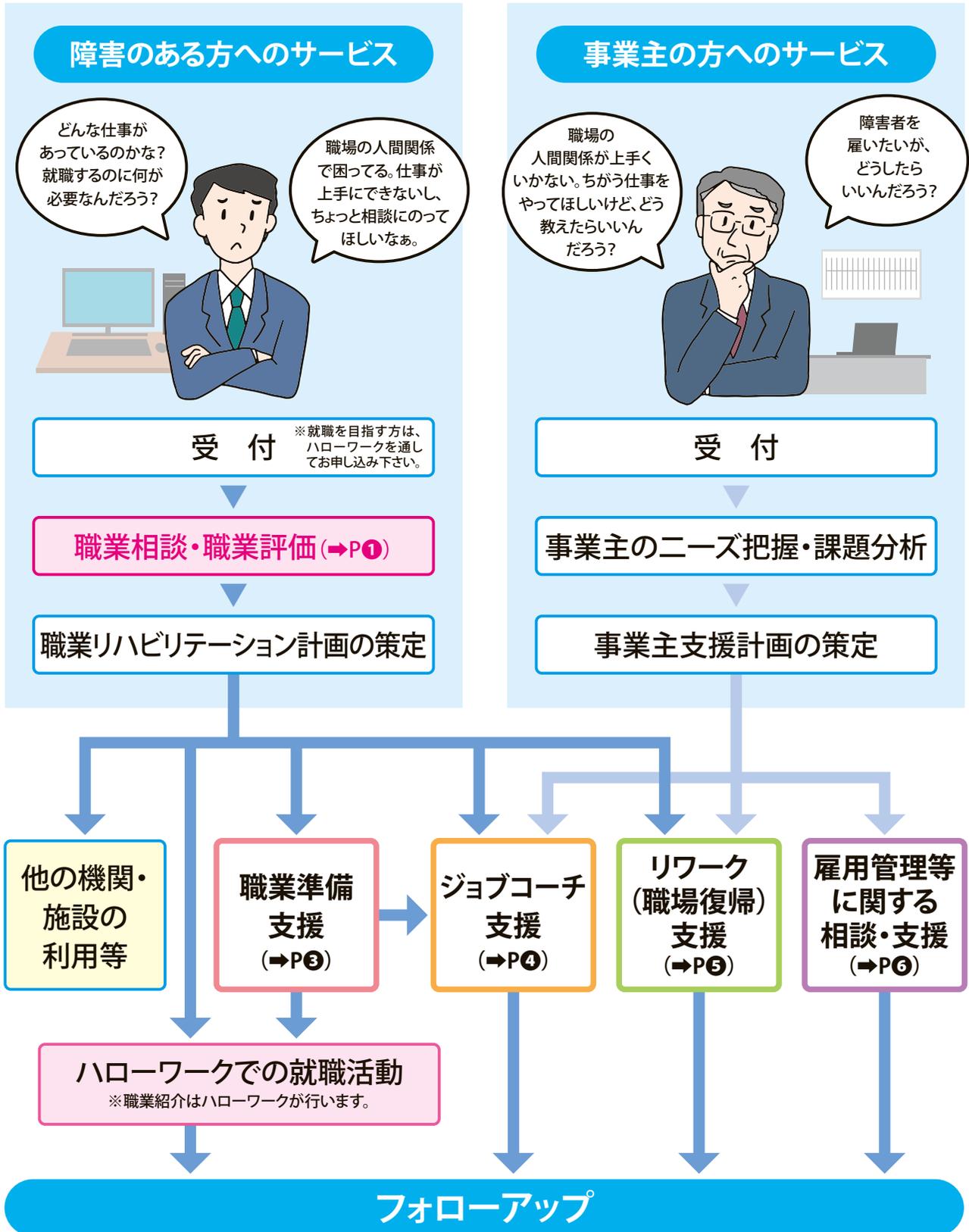
## 就職を希望する障害のある方を対象に

### 職業相談・職業評価

障害者職業カウンセラーが、働く上での課題や現状を整理し、仕事に就くための取り組み方や仕事の選び方、必要な支援等について相談を行い、就職や職場への適応、職業生活の安定を目指した、支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。



# サービスの基本的な流れ



## 職業準備支援

### 目的

基本的な労働習慣の体得、自分に合った働き方の検討、就職・職場適応における課題や対処方法、支援方法等の整理、職業に関する知識・技能を身につけることを目的とし、企業への就職（または復職）を目指します。

### 内容

一人ひとりの目的や課題にそって、期間（2～12週間）やカリキュラムを設定します。

### 作業支援 プログラム

《 模擬的就労場面での作業 》  
組立作業 / ピッキング作業  
簡易事務作業 / 清掃作業  
…など

### 個別に カリキュラムを 設定します

### 講座・ グループワーク

履歴書の書き方  
面接練習  
ストレス対処法  
職場対人技能訓練 (JST)  
グループミーティング  
…など

### 個別相談

取り組み状況を振り返り、  
よりよい対応策を検討し  
ながら、就職（復職）に向  
けた課題整理を行います。



# 職場定着をサポートします

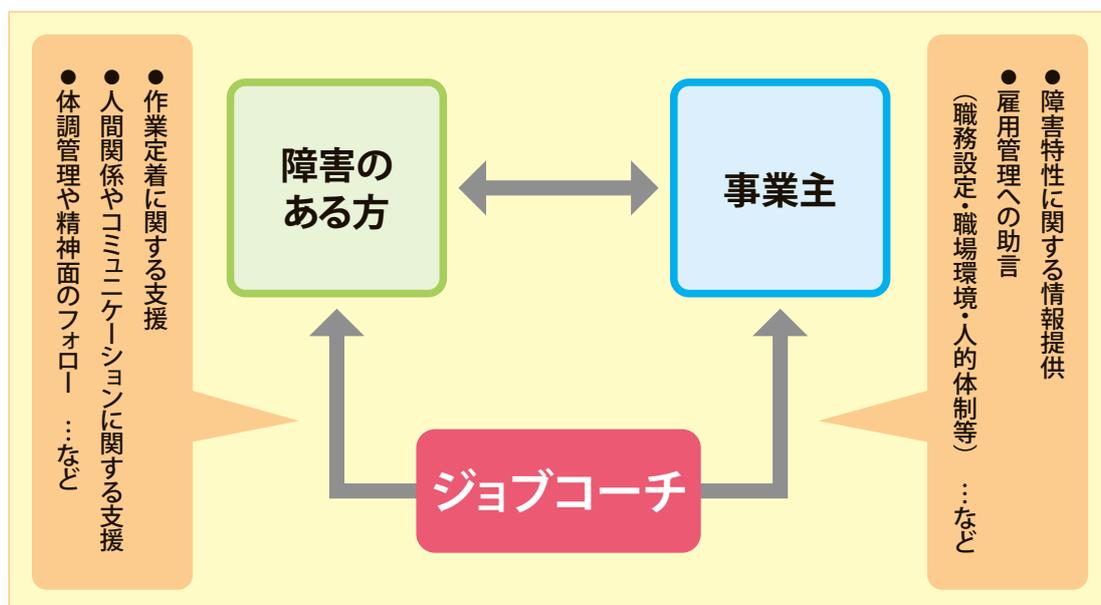
## ジョブコーチ支援事業

### 目的

障害のある方が職場に適応して働き続けるためには、一人ひとりの障害、特性を踏まえたきめ細かな支援が有効です。ジョブコーチ支援では、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場へ出向き、障害のある方と事業主の方に対して、職場適応や雇用管理に関する支援を行い、職場での定着を目指します。

### 支援内容

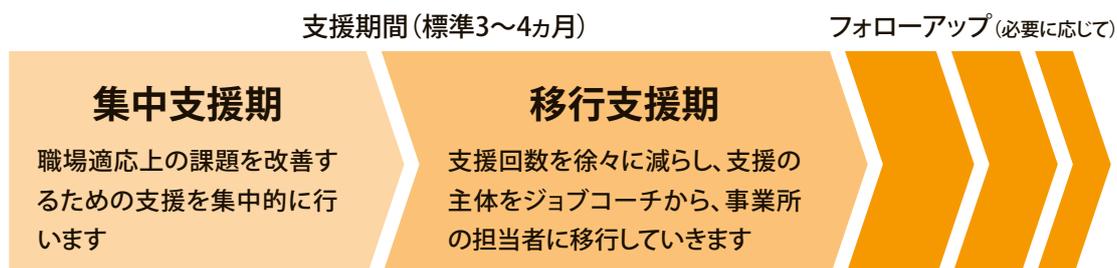
障害のある方および事業主のニーズを踏まえて、支援計画を策定します。障害者職業カウンセラーとジョブコーチが、チームで支援を行います。



### 支援開始のタイミング

- ①雇用前……………雇用に向けた職場実習から支援を開始します。
- ②雇用と同時……………雇用と同時に支援を開始します。
- ③雇用後……………雇用後、必要なタイミングで支援を開始します。再支援も可能です。

### 支援期間



## リワーク支援(職場復帰支援)

### 目的

うつ病等により休職されている方が、復職に向けてウォーミングアップを行うことで、円滑な職場復帰を目指します。(治療を目的としたものではありません。)

- センター内支援の標準的な期間は概ね3か月です。(個別に設定します。)
- 支援開始前には、来所相談(アセスメント)、体験(基礎評価)と段階的に進めます。

### センター内支援プログラム

#### 目的

- 通常勤務に向けた生活リズムの確立
- 基礎体力の向上、体調や気分のセルフコントロールの練習
- 作業遂行に必要な集中力、持続力等の向上

#### 内容

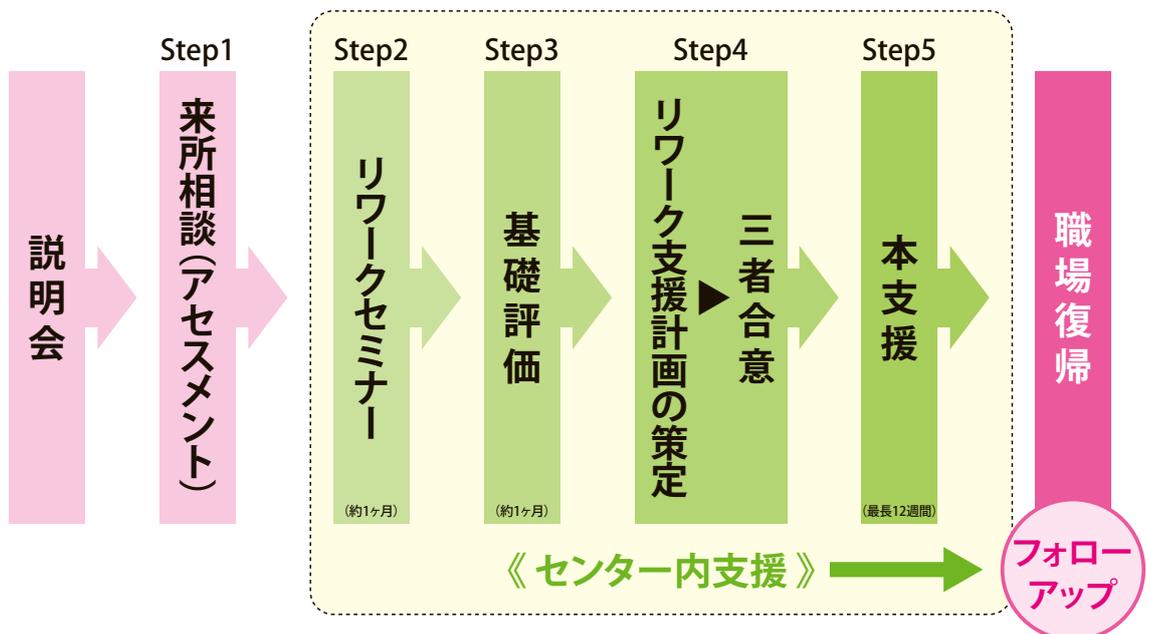
- **個別カリキュラム**: 事務作業課題、OAワーク、簡易な製造作業、読書など
- **ストレスマネジメントの取り組み**: グループミーティング、就労SST、ストレッチ、ウォーキングなど
- **個別相談**: 復職に向けた目標や活動内容、取組状況をふまえた相談など

### 対象となる方の要件

- ① 現在休職している会社に復職する意志がある方。
- ② ご本人が希望されているほか、主治医及び雇用事業主(会社側)が、職業センターの支援を受けることに同意していること。

※国、地方公共団体の職員や、退職された方は対象とはなりません。  
※費用は無料です。(利用者の交通費、昼食代は、自己負担です)

### 支援の流れ



※上記流れは標準的なものです。センター内支援の支援期間や支援内容については個別に設定します。

## 障害のある方の雇用に際して、相談・支援を行います

### 事業主の方への支援

#### 目的

障害のある方を雇用したい、あるいは、現在雇用管理上の課題や困っている事がある事業主の方に対し、障害者職業カウンセラーが課題を解決するための相談・支援を行います。



#### 支援内容

##### 採用、受け入れ準備、雇い入れに関する相談・支援

- 新規雇い入れの進め方
- 雇用制度、支援に関するガイダンス
- 障害特性と雇用管理に関わる留意点
- 作業環境の改善、補助具の活用
- 職務開発（分析と再設計）、配置
- 企業内啓発、研修の実施
- 事業主向けセミナーの開催

##### 在職中の方の職場定着、雇用管理に関する相談・支援

- 職場適応上の課題解決
- キャリアアップ、配置転換
- 休職中の方、中途障害の方の職場復帰

## 就労支援をバックアップします

### 関係機関の方への支援

#### 目的

障害のある方の就労支援を行っている関係機関の方に対して、職業リハビリテーションに関する技術的事項について助言・援助を行います。

#### 支援内容

##### 職業リハビリテーションの基本的な支援技法に関する助言（個別）

関係機関からの要請により、次の事項について個別に、訪問、またはケース会議や研修会の場で助言を行います。

- 個々の支援計画の策定や見直しに関すること
- 関係機関が実施する職業リハビリテーションの内容や実施方法に関すること
- 他の関係機関との連携方法に関すること 等

##### 就業支援のための基本的な知識等に関する研修（集団）

障害のある方の就業支援に必要な基本的な知識・技術を習得していただくための「就業支援基礎研修」や、関係機関からの要請に応じて個別のテーマでの研修を行います。

##### 実際の支援場面を活用した具体的な支援技法に関する援助（個別）

関係機関からの要請により、次の事項について協同支援又は実習により、具体的な支援技法に関する援助を行います。

- 協同支援／関係機関の利用者の就労支援に際して、センターが協同で支援に当たり、必要な事項や具体的な支援技法に関する説明や解説、提案を行います。
- 実習／センターが実施する支援場面を活用した関係機関職員の実習を通じて、具体的な支援技法に関する説明や解説、提案を行います。

